

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月1日(金)午後2時00分から午後3時20分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(12人)

会長 1番 福島 正一郎

会長職務代理者 2番 新村 幸子

委員 4番 原 美子

5番 小澤 さよみ

6番 一ノ瀬 律生

推進委員 宇治 元一

根橋 正美

野澤 洋光

吉江 平二

野澤 典生

古村 孝

宮島 勇

4. 欠席委員(2人) 瀬戸 真一

中村 良治

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項

(1) 農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(2) 農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

(開会)

<赤羽事務局長>

みなさん、こんにちは。本日は農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。まだまだ新型コロナウイルスの拡大が止まらない状況で、先の検討がつかない中での農業委員会開催ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。ソーシャルディスタンスということで、間隔をとらせていただき進行していただきたいと思います。会議につきましても短時間で終わらせていただくようなことをご協力をお願いしたいと思います。それでは開会をお願いします。

<新村職務代理>

みなさん、こんにちは。5月に入り、暖かくなってまいりまして、野良仕事で大変お忙しい時期になりました。そんな中、大変ご苦労様です。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

<赤羽事務局長>

本日は7番の中村委員、3番の瀬戸委員が欠席となっておりますので、よろしくをお願いします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

どうもこんにちは。今日天気もよく、田んぼをやっている方は代掻きとか、畑の方はどうもろこしを蒔くとか、農作業が忙しい中、本日の会合にご出席いただきましてありがとうございます。短時間で終わらせたいと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

4番の原委員さんと5番の小澤委員さん、よろしくお願いいいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

松本市庄内…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字荻原…番、地目は田、面積667㎡および、

大字伊那富字荻原…番、地目は田、面積645㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、近くでCを営むBさんより、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は110アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生^{のりお}推進委員から意見書をいただいております。

<野澤推進委員>

4月2日、会長と私とBさんで確認いたしました。この農地につきましては、譲受人のBさんの家の南側隣接の田ということで、Aさんから話を受けて出た案件でございます。場所は、地図のとおり、譲受人のDに隣接しておりまして、南側は道に接しております。境界についても全て確認をしております。特に問題はないと考えられますのでよろしく申し上げます。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、

大字赤羽…番…、地目は畑、面積240㎡を、

大字赤羽…番地にお住まいのFさんが取得するものです。

こちらは、先月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のFさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は82aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

先月の農業委員会で瀬戸さんがお話したとおり、事務局、瀬戸さん、私と立ち会いまして、畑は草は生えていましたが使える状態になっていました。入ってくれる人がいればいいなということで、何も問題がありませんのでよろしくお願ひします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

岡谷市中央町…丁目…番…号にお住まいのGさんが所有いたします、

大字澤底^{うしろあわら}字後阿原…番…、地目は畑、面積467㎡を、

大字澤底…番地…にお住まいのHさんが取得するものです。

譲渡人のGさんはお住まいの岡谷市から申請地へ通って、耕作をされてきましたが、高齢となり、段々と困難になっていました。

譲受人のHさんは、申請地近くにお住まいで、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願ひいたします。当初計画者のGさんは、住宅用地として昭和55年に5条の許可を受け申請地を取得していましたが、付近一帯の電気、上下水道施設等の整備が進まず、住宅建築

が難しいということで計画を断念しておりました。今回は継承者であるHさんが申請地を取得し、農地として利用したい計画であります。

転用許可後に何らかの事情で転用事業が行われず、引き続き農地として利用される場合には、農地転用許可の申し出による取消しが認められておりますが、今回のように、5条許可後すでに権利の移転が行われており、許可に係る土地を耕作目的で取得することを希望する者がいる場合は、事業計画の変更および3条許可申請の手続きを取ることでとされており、

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は 47 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<古村推進委員>

4月12日に新村代理と確認をいたしました。境界杭はきちんとされていまして、排水等もありますので問題ないと判断しました。よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのIさんが所有いたします、

大字辰野字北畑…番…、地目は畑、面積 212 m²を、

大字辰野…番地にお住まいのJさんが取得するものです。

譲渡人のIさんは町外にお住まいで耕作が困難なため、既に貸借にて申請地を耕作していたJさんより、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は 20 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

4月19日に吉江さんに行ってきました。ここは(場所の説明)に行く狭い道のところです。今説明があったように、Iさんは箕輪町にお住まいで、Jさんがずっとその土地を借りて耕作をしてきたということです。それで今回所有権の移転ということになりました。境は全てきちんとしていましたし、耕作してきたということで問題はないと思います。ただ1点、道を挟んだ所の方が車を1台駐車場として借りていたということです。所有権が移転するのでこの際正しく元に戻してくださいという話だけしてきました。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<一ノ瀬委員>

立ち入った話で申し訳ないのですが、Jさんという方は農業を生業とされるのでしょうか。兼業でされるのでしょうか。後で出てきますが、うちの近くの所を利用権の設定で賃借するという申請が出ているものですから。結構大きな畑なので、何か大きくされるのかなと思ひまして。

<事務局>

今回利用権設定された畑は、元々Jさんがその他の賃借で耕作をされてきたところで、今回正式に書類をだしていただきましたので、ずっと耕作はしている方です。所有者のIさんとJさんは親戚関係で、ずっと耕作をされてきたという経緯です。

<福島会長>

そのほかありますか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請 1～2 番朗読

および5条について 1～5 番朗読】

<高倉事務局次長>

これからご説明いたします、4条1番、2番、5条2番、3番、4番は関連した案件でありますので、意見書をいただきました福島会長、野澤典生推進委員からの説明および議決は、5条4番の後に一括していただきたいと思ひます。

4条1番、地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積 542 m²に太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

申請者は、自宅から申請地が離れており耕作が困難なため、太陽光パネル 180 枚を設置し、土地の有効活用を図りたい計画です。

申請地は山林と宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第4条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、自身の農地であることから、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、平成 30 年 12 月 4 日付けで農振除外の公告が済んでおります。

2 番の申請ですが、こちらは、先程の 1 番、太陽発電施設への管理道路として申請されておりますが、5条 2 番 3 番の申請者と合わせて 3 分の 1 ずつの共有申請のため、5条 4 番の議案と合わせてご説明いたします。議案書の 5 ページおよび議案書の 7 ページをご覧ください。地図は 7 ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいの有賀博一さんが所有いたします、

大字伊那富字山腰^{やまこし}…番…、地目は畑、面積 202 m²を、

4条2番として、Aさんご本人と、

5条4番として、

東京都町田市木曾西^{きそにし}…丁目…番…号にお住まいの、Bさん、

箕輪町大字中箕輪…番地に所在する、Cが

それぞれ 1/3 ずつ共有で取得し、管理用道路を新設するための申請でございます。

申請地は山林と宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第4条および第5条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、隣接する太陽光発電施設を管理するうえで必要な道路ということで、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、平成 30 年 3 月 23 日付けで農振除外の公告が済んでおります。

5条2番、所有権の移転でございます。

地図は 8 ページを、配置図は 9 ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積 144 m²および、
大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積 899 m²を、
東京都町田市木曾西…丁目…番…号にお住まいのBさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のAさんは、自宅から申請地が離れており耕作が困難なため、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のBさんは、申請地に太陽光パネル 180 枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、Bさんは県外にお住まいですが、設備の維持管理等は施工業者が定期的に行う予定です。

申請地は山林と宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がり
のない農地であり、農地法第5条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、周
辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは
農振農用地でありましたが。平成 30 年 3 月 23 日付けで農振除外の公告が済んでおります。

5条 3 番、所有権の移転でございます。

地図は 10 ページを、配置図は 11 ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、
大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積 126 m²および、
大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積 863 m²を、
箕輪町大字中箕輪…番地に所在するCが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であ
ります。

譲渡人のAさんは、自宅から申請地が離れており耕作が困難なため、農地の有効利用を考
えておりました。

譲受人のCは、酒類の小売販売・太陽光発電等の新エネルギーに関する事業等を行う事業者
であります。申請地に太陽光パネル 180 枚を設置し、売電を行いたい計画です。

申請地は山林と宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がり
のない農地であり、農地法第5条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、周
辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは
農振農用地でありましたが。平成 30 年 3 月 23 日付けで農振除外の公告が済んでおります。

以上、4 条1番、2番、5 条2番、3番、4番の件につきましては、福島会長、野澤典生推進委
員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

4月14日、福島会長と現地確認をしてまいりました。この周辺は既に太陽光発電施設が外周を固めておりまして、これ以上農地としての広がりがないという説明が事務局からありました。東西に分断されていて太陽光発電施設のための道を作るということもあり、ちょっと複雑な案件となりましたが、外周の境についてはきちんとしております。よろしくご審議お願いします。

<福島会長>

ここは傾斜地で畑に石がいっぱいあり、トラクターがこの近辺は入らないという所であり、物は作らず、草刈をやっていたというのが現状です。この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宇治推進委員>

管理道路として売った場合の扱いについて教えてほしい。

<事務局>

共有通路として転用が必要。太陽光発電施設を管理する通路として雑種地となる。

<原委員>

Aさんは不動産を営んでいますよね？この農地は宅地等にしようかということで不動産としてAさんがもっていた農地ですか？それともAさんが畑として持っていて管理していたんですか？

<福島会長>

畑として持っていたところですか。そのほかありますか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5条1番、所有権の移転でございます。地図は12ページを、配置図は13ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのDさんが所有いたします、

大字伊那富^{たきぼらぐち}字滝洞口…番、地目は畑、面積1767㎡を、

伊那市前原…番地…に所在しますEが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のDさんは高齢のため耕作ができず、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のEは、不動産の売買、太陽光発電等のエネルギーに関する事業等を行う事業者であります。申請地に太陽光パネル 360 枚を設置し、売電を行いたい計画です。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤推進委員>

(場所の説明)の土地は傾斜地で非常に生産性の低い農地であり、既に太陽光がいくつもできております。申請者のDさんは旦那さんが昨年亡くなられて土地を維持管理できないということで今回の計画に至ったということです。境界等はしっかりしていて問題はありますが、家庭菜園としてお知り合いの方が4名ほど一時的に耕作されていますが、転用する許可は得ているということですので問題はないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5条 2 番、3 番、4 番は先ほどご審議いただきましたので、次に5条 5 番をご説明いたします。

5 番、所有権の移転でございます。地図は 14 ページを、配置図は 15 ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいのFさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積 266 m²および、

大字平出…番、地目は田、面積 417 m²を、

長野市篠ノ井会^{しののいあい}…番地…に所在しますGが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のFさんは耕作をされておらず、所有農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のGは、太陽光発電事業等を行う事業者であります。申請地に太陽光パネル 140 枚を設置し、売電を行いたい計画です。

申請地は、それぞれ農地区分が異なります。平出…番…については、第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

平出…番については、河川と山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村代理>

4月28日に松本のHのIさんと古村推進委員と私の3人で現地の確認をいたしました。事務局から説明がありましたように、おとしまでは1枚はJさんが耕作されていましたが解約をし、今は耕作はされていない状況でした。境界はしっかりしていましたが、水路が横を通り、上下水道もきている沿道にあります。Fさんは他にも土地があり、耕作しきれないので太陽光として有効活用をしたいということで手放したいということでした。ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたら申し上げます。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計11件、21筆、面積は16,947㎡、詳細は議案書の10ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたら申し上げます。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<高倉事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計13件、17筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書13ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と17筆、17,004㎡について10年8ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<高倉事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく13ページをご覧ください。いずれもAさんへ、17筆、17,004㎡について10年8ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とAさんとの間では事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

地図は16ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字横川…番です。詳細は議案書のとおりであります。申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接し、農業振興地域内の農用地(青地)の農地であります。農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員に現地をご確認いただいております。

<一ノ瀬委員>

4月20日に根橋推進委員と事務局2名と私で現地を確認してきました。議案にあったとおりの内容

でありますのでよろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について1件の届出がありました。詳細は議案書の通りであります。先月の総会にて農業振興地域整備計画の軽微変更をご審議いただいた土地になりますが、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りであります。

報告事項は以上でございます。

以上をもちまして、議事の部分につきまして終了いたします。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤)
別紙参照(前年度からの経過も含めた案件、新規掲載)

<宇治推進委員>

今回の議案で、(場所の説明)近くの太陽光発電施設の申請の案件について、この所はだいぶ太陽光ができてきていて、農地の排水力が低下してきて下へ水が流れる可能性がある。下に住宅が広がっているので、排水処理等どうなっているのか、防災士等の専門家に評価をしてもらう必要があるのでは。傾斜地に太陽光ができると、果たして下に対する防災上の影響はあるのかないのか、評価する必要があると思うが。

<赤羽事務局長>

今後、太陽光発電に対する条例等がここで審査段階に入ってくる。今までの分は経過的なものを見ていかななくてはならないが、今後は多少面積が小さくなったり、地域での審査、意見が加わってくると思うので対応していかななくてはならない。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長))

別紙参照

今年は4a程の畑をもう1枚増やして栽培していく。

5月20日(水)9時~播種作業(雨天の場合は5月21日) 圃場は昨年と同じ

持ち物:長靴、手袋、三角ホー(草かき)

会服着用のこと(報道機関にも発表)

○次回委員会総会開催日:6月3日(水) 午前9時30分から 役場第6会議室

<赤羽事務局長>

慎重審議いただきありがとうございました。それでは閉会を新村代理お願いします。

(閉会)

<新村職務代理>

審議ありがとうございました。えごま栽培の予定も決まりましたし、コロナウイルスの収束も見えないなか、また忙しくなっています。皆さんお互い風邪などひかないように体に気をつけてこれからもよろしくをお願いします。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印